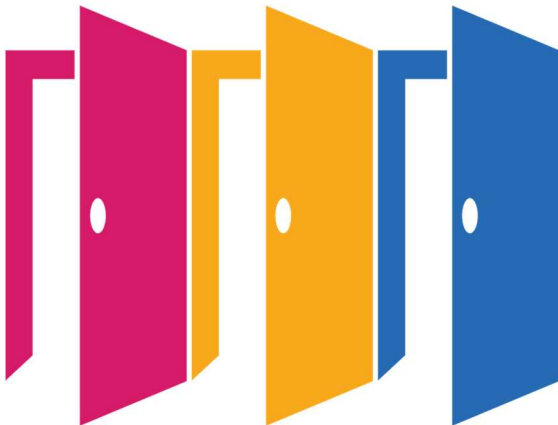




# 第 2790 地区

## 印西ロータリークラブ 週 報

第 2568 号



ロータリーは機会の扉を開く

創 立 昭和 42 年 3 月 11 日  
承 認 昭和 42 年 4 月 26 日  
例 会 日 第 1.2.3 水曜日 12:30 ~ 13:30  
第 5 水曜日 18:30 ~ 19:30  
会 場 柏 屋 0476(42)2043  
事 務 所 〒270-1327  
千葉県印西市大森 4450-47  
TEL 080-1192-0281  
FAX 0476(42)3101  
会 長 堀 江 恭 一  
幹 事 稲 葉 健  
クラブ会報リーダー 玉 木 実  
HP  <https://inzairc.com/>  
FB  <https://facebook.com>

第 2608 回 例会 2021 年 6 月 16 日(水)  
於:中央公民館 点鐘 : 18:30

- ・ 点鐘
- ・ 開会宣言
- ・ ソング
- ・ ニコニコ

堀江 恭一 会長  
稲葉 健 会員  
奉仕の理想  
鈴木 治美 会員



「ずっと初夏から夏に咲く花を植えたいと考えていたところ、花屋さんでシルバーダラーという品種の紫陽花を見つけて購入して庭に植えました。今のところ、元気に咲いてくれていますので、もっと花をつけて、ずっとしあわせ感をくれたらうれしいなあと思い、ニコニコします。フェイスブックやラインにも投稿していますので、見て下さい。」

一島 正四 会員

「所さんのテレビに出演予定です。」

稲葉 健 会員

「下の娘がアパート暮らしを始めました。子育てが無事に終わったとケジメがつきましたので、ニコニコをします。」

## ◇会長挨拶

会長 堀江 恭一



皆さんこんにちは。みんな元気そうで何よりです。橋本さんは2度の手術を受けられたということですが、その後の情報はありませんからまだ意識は回復されていないのでしょうか。早く意識も戻り元気な姿を見せていただけるよう祈るばかりです。

これは橋本さんのことではありませんが、還暦のころになると今まで考えもしなかったような身体の変化が起こるようです。男も女も61歳は厄年ということですが、なるほどなと思います。自分自身の経験でもあるのですが、何か身体に異変を感じたらそのままにせず、必ずしっかりと検査を受けてください。何か異変を感じているところが必ずしも病変のあるところとは限りません。左の肩甲骨あたりに痛みを感じた場合、狭心症や心筋梗塞の前兆かもしれないという話は有名ですが、関連痛と言って歯科でも悪いのは別のところというのはあまた経験しています。身体は何か起こりかけた時にちゃんとサインを出しているのです、重大な病気にならないように、そのちょっとしたサインを無視することの無いようお願い致します。

さて、12日から16日までオンラインでバーチャル国際大会が開かれています。本来の開催地である台湾の時間帯ではなくアメリカ中部の夏時間に合わせた開催なので日本では22時以降の夜中です。結局リアルタイムではなく日中オンデマンドでいろいろなブースを覗いています。ログインするとまずロビーに入り、そこからシアターに行くと本会議や分科会のセッションが見られ、また友愛の家、ラウンジ、ゲームセンターなども併設されており、実際の国際大会会場を模した構造になっています。以前国際大会の入り口まで行ったものの結局、中には入らずに帰ってきたことがあるので、是非チャンスがあったらちゃんと参加してみたいものだと思います。

## ◇幹事報告

稲葉 健 幹事



※個別以外は HP の連絡事項に書類をアップしているのでご確認ください。

配布	・週報	・6月9日(水) HP
回覧	・G事務所	・ハイライト米山 255 ・2022年度ヒューストン国際大会のご案内
郵便 FAX メール 等	・G事務所	・地区大会負担金返金のご案内 →仲田リーダー、会長、幹事 ・RLI パートII 修了証明書 →稲葉会員 ・コーディネーターニュース →会長、幹事

		・7月3日米山奨学生カウンセラー研修会のご案内 →会長、玉木会員
--	--	-------------------------------------

◇委員会報告

○出席奨励

	総数	出席	欠席	M/U	出席率
6月16日	11	5	6(免2)	2	77.77%

○会計 仲田 一元 リーダー

地区大会の返金手続きを終了いたしました。

◇卓話 「適格請求書発行事業者登録制度の概要」

仲田 一元 会員

適格請求書発行事業者登録制度は令和3年10月1日から登録申請が受付開始となります。

免税事業者が経過措置適用を適用して令和3年10月1日から「登録申請書」を提出しても課税事業者になるのは令和5年10月1日からです。令和4年1月からではありません。

経過措置とは

令和5年3月31日までに「登録申請書」を提出する場合は、「課税事業者選択届」の提出が不要です。自動的に令和5年10月1日から課税事業者になり、3ヶ月分の消費税の申告が必要となります。

経過措置の適用を受けない場合（令和6年1月1日から課税事業者になる場合）

- ・消費税課税事業者選択届出書
- ・登録申請書

上記の書類を令和5年11月30日までに提出が必要（1ヶ月前）です。

税務関係申請書は、事業年度開始日の前日（12月31日）までが原則ですが、適格請求書発行事業者の登録申請は、1ヶ月前ですので注意が必要です。（1ヶ月の審査期間）

**免税事業者である組合員で適格請求書発行事業者を希望する者は、**

令和5年3月31日までに「登録申請書」を提出すること。

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になります。（3ヶ月の消費税申告要）

**令和5年3月31日までに提出を失念したものは、**

- ・ 消費税課税事業者選択届出書
- ・ 登録申請書

令和5年11月30日までに提出すれば、令和6年1月1日から適格請求書発行事業者になります。

**課税事業者で適格請求書発行事業者を希望する者は、**

令和5年3月31日までに「登録申請書」を提出

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になります。

上記の期限を過ぎた場合は、11月30日までに登録申請書を提出します。これを失念すると、令和6年は登載（登録）されるまで客先に消費税を請求できず、かつ売上には消費税が含まれているものとして消費税申告が必要となり不利益になります。

◇点鐘

会長 堀江 恭一

